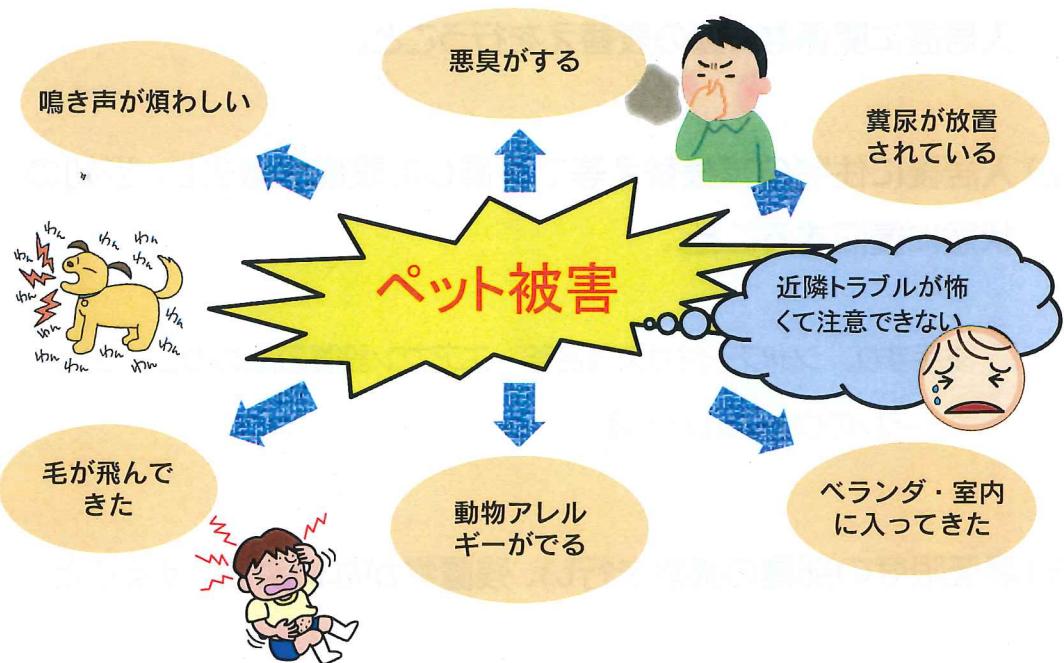


ペットの飼育は禁止

ペットを飼育している方は、寂しいから、かわいいから、家族だから、他にも飼っている人がいるから、と言われますが、ルールを守っている周りの入居者は迷惑を受けています。

被害者の気持ちを考えたことがありますか？



※動物を飼育する行為だけでなく、野良猫・鳥類への餌やり行為は、他の入居者への迷惑行為に該当します。

※さらに、ペットが住宅又は共同施設を毀損させた場合は、入居者が故意に行った行為と判断します。

※これらの行為は、住宅の明渡請求の対象となります。

ペットが手放せないという方は、

**ペット飼育可能な住宅
へ転居して下さい。**